

24教指心第99号
平成24年9月11日

公立小・中学校長 様

長野県教育委員会教育長

夏季休業が終了した時期における児童生徒への適切な対応について（通知）

児童生徒の自殺の未然防止に関しては、「児童生徒の自殺防止について」（平成20年4月25日教育長通知）をはじめ、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（ともに文部科学省）の配付にあわせた通知等において、取組の強化をお願いしてきたところです。

また、いじめ問題に関しては、知事と県教育委員会委員長の連名による「いじめを見逃さない長野県を目指す共同メッセージ」の発信とともに、学校訪問等を通じて、取組の強化をお願いしているところですが、ご承知のとおり、他県において生徒が自ら命を絶つ、またはその可能性が疑われるという痛ましい事案が複数報道されております。

このような実態を踏まえ、別添のとおり平成24年9月4日付けで文部科学省大臣官房長より、通知がありました。

つきましては、この趣旨を踏まえた取組の一層の強化をお願いします。

なお、以下のアドレスに、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」をはじめ、文部科学省の「子どもの自殺予防」に関する指導資料等がありますのでご活用ください。

文部科学省「子どもの自殺予防」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm

長野県教育委員会 教学指導課心の支援室 生徒指導係 (室長): 澤井 淳 (担当): 大倉宏夫 電話 : 026-235-7450 FAX : 026-235-7495 E-mail : kokoro@pref.nagano.lg.jp

24教指心第99号
平成24年9月11日

公立高等学校長 様
公立特別支援学校長 様

長野県教育委員会教育長

夏季休業が終了した時期における児童生徒への適切な対応について（通知）

児童生徒の自殺の未然防止に関しては、「児童生徒の自殺防止について」（平成20年4月25日教育長通知）をはじめ、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（ともに文部科学省）の配付にあわせた通知等において、取組の強化をお願いしてきたところです。

また、いじめ問題に関しては、知事と県教育委員会委員長の連名による「いじめを見逃さない長野県を目指す共同メッセージ」の発信とともに、学校訪問等を通じて、取組の強化をお願いしているところですが、ご承知のとおり、他県において生徒が自ら命を絶つ、またはその可能性が疑われるという痛ましい事案が複数報道されております。

このような実態を踏まえ、別添のとおり平成24年9月4日付けで文部科学省大臣官房長より、通知がありました。

つきましては、この趣旨を踏まえた取組の一層の強化をお願いします。

なお、以下のアドレスに、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」をはじめ、文部科学省の「子どもの自殺予防」に関する指導資料等がありますのでご活用ください。

文部科学省「子どもの自殺予防」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm

長野県教育委員会 教学指導課心の支援室 生徒指導係 (室長): 澤井 淳 (担当): 大倉宏夫 電話 : 026-235-7450 FAX : 026-235-7495 E-mail : kokoro@pref.nagano.lg.jp

24教指心第99号
平成24年9月11日

市町村（組合）教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

夏季休業が終了した時期における児童生徒への適切な対応について（通知）

児童生徒の自殺の未然防止に関しては、「児童生徒の自殺防止について」（平成20年4月25日教育長通知）をはじめ、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（ともに文部科学省）の配付にあわせた通知等において、取組の強化をお願いしてきたところです。

また、いじめ問題に関しては、知事と県教育委員会委員長の連名による「いじめを見逃さない長野県を目指す共同メッセージ」の発信とともに、学校訪問等を通じて、取組の強化をお願いしているところですが、ご承知のとおり、他県において生徒が自ら命を絶つ、またはその可能性が疑われるという痛ましい事案が複数報道されております。

このような実態を踏まえ、別添のとおり平成24年9月4日付けで文部科学省大臣官房長より、通知がありました。

つきましては、管内の小中学校に別添の通知文を送付し、各学校において、この趣旨を踏まえた適切な対応が図られるよう、一層のご指導をお願いします。

なお、以下のアドレスに、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」をはじめ、文部科学省の「子どもの自殺予防」に関する指導資料等がありますのでご活用ください。

文部科学省「子どもの自殺予防」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm

長野県教育委員会
教学指導課心の支援室 生徒指導係
(室長): 澤井 淳 (担当): 大倉宏夫
電話 : 026-235-7450
FAX : 026-235-7495
E-mail : kokoro@pref.nagano.lg.jp

24教指心第99号
平成24年9月11日

教育事務所長様
南信教育事務所飯田事務所長様

教学指導課心の支援室長

夏季休業が終了した時期における児童生徒への適切な対応について（通知）

児童生徒の自殺の未然防止に関しては、「児童生徒の自殺防止について」（平成20年4月25日教育長通知）をはじめ、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（ともに文部科学省）の配付にあわせた通知等において、取組の強化をお願いしてきたところです。

また、いじめ問題に関しては、知事と県教育委員会委員長の連名による「いじめを見逃さない長野県を目指す共同メッセージ」の発信とともに、学校訪問等を通じて、取組の強化をお願いしているところですが、ご承知のとおり、他県において生徒が自ら命を絶つ、またはその可能性が疑われるという痛ましい事案が複数報道されております。

このような実態を踏まえ、別添のとおり平成24年9月4日付けで文部科学省大臣官房長より、通知がありました。

つきましては、貴管下市町村（組合）教育委員会を經由して、管内の小中学校に別添の通知文を送付しましたのでご了承ください。

なお、各学校において、この趣旨を踏まえた適切な対応が図られるよう、一層のご指導をお願いいたします。

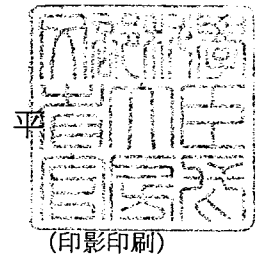
長野県教育委員会 教学指導課心の支援室 生徒指導係 (室長): 澤井 淳 (担当): 大倉宏夫 電話 : 026-235-7450 FAX : 026-235-7495 E-mail : kokoro@pref.nagano.lg.jp



24文科初第633号
平成24年9月4日

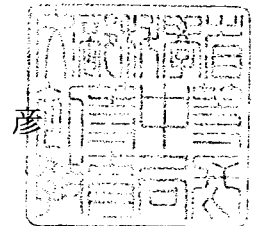
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省大臣官房長
(子ども安全対策支援室長)
前川 喜



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
布村 幸



(印影印刷)

夏季休業が終了した時期における児童生徒への
適切な対応について (依頼)

昨今、児童生徒が自ら命を絶つ事案又はその可能性が疑われる事案が複数報道されているところですが。夏季休業が終了した直後の時期は、夏季休業の終了が、学校での生活に悩みを抱える児童生徒の心に影響を与え、当該児童生徒が不安定な精神状態となることが考えられ、場合によっては深刻なケースに至ることも懸念される所です。また、児童生徒間の人間関係に夏季休業以前とは異なる変化が生じているケースも想定されます。

これらを踏まえ、各学校におかれては、夏季休業が終了したこの時期において、学級担任や管理職をはじめとして、養護教諭やスクールカウンセラーなど教職員等が協力して、児童生徒の様子に十分な注意を払い、児童生徒が発する変化の兆候を見逃さずことなく、その実状や心情を把握した上で、家庭や関係機関等との連携も図りながら、児童生徒の実態に十分配慮した適切な対応を図るようお願いいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた

地方公共団体の長にあつては当該小中高等学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

(担当)
初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係
電 話 03(5253)4111(内線3298)
FAX 03(6734)3735
E-MAIL s-sidou1@mext.go.jp